

平成28年12月9日公布

割賦販売法が 改正されました。

割賦販売法は、クレジット取引などに関するルールについて定めた法律です。

消費者の皆さんに、より安全・安心な環境でクレジットカードを利用していただくために、クレジットカード会社による販売店の管理、販売店のセキュリティ対策などが義務づけられました。

※改正法は、平成30年6月までに施行されます。



改正のポイント

- 販売店と加盟店契約を結ぶクレジットカード会社は、経済産業省への登録が必要になり、販売店の適切性・安全性を調査することが義務づけられます。

詳細はQ.1へ

- 販売店には、

- ① カード番号などの情報漏えいを防止するための対策
- ② 不正使用による被害を防止するための対策が義務づけられます。

詳細はQ.2、3へ